

不登校未然防止及び不登校児童生徒への
効果的な支援の方策を検討する
有識者等会議のまとめ

令和3年9月

不登校未然防止及び不登校児童生徒への
効果的な支援の方策を検討する有識者等会議

目 次

I	はじめに	P 1 ~ 2
II	不登校未然防止及び不登校児童生徒支援における基本的な考え方の整理	P 2 ~ 5
III	当会議における検討のまとめ	P 6 ~ 1 5
IV	おわりに	P 1 5
◇	委員	P 1 6
◇	会議実績	P 1 7

I はじめに

名古屋市では、「名古屋市不登校対策基本構想(平成25年2月)」に基づき、不登校児童生徒支援の取組として、スクールカウンセラー(以下「SC」という)・学習指導支援講師・発達障害対応支援講師・発達障害対応支援員・不登校対応支援講師・日本語指導講師・ふれあいフレンド(インターンシップ)の配置拡充、発達障害通級指導教室の拡充が進められ、夢チャレンジ事業・学校における仲間づくり推進事業・笑顔いっぱい絆づくり推進事業等が実施されてきた。また、子ども適応相談センターの適応指導・学習支援の充実、ハートフレンドなごやの訪問相談の取組、不登校対策支援サイトの開設・運営等も進められ、支援の充実が図られてきた。そして、「学校における不登校児童生徒支援マニュアル」が作成され、各学校では組織的な対応・支援に努められている。

平成26年には、なごや子ども応援委員会が設置され、SCやスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という)、総合援助職(以下「HP」という)等の専門職による相談体制の充実も進められている。

これらの取組によって、好ましい変化に結び付いた児童生徒個々の事例は多くある。しかし一方で、依然として名古屋市の不登校児童生徒数は増加し続けている。

名古屋市における不登校の要因は、平成24年度から変化はなく「無気力、不安」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多く、次いで「学業の不振」「親子の関わり方」「教職員との関係をめぐる問題」となっている。その背景は多岐に渡り、また、複数の要因が重なっている場合も多くある。

そのため、不登校及び不登校傾向の児童生徒一人一人の要因・背景を初期の段階で適切に見立て、「教室に行けない」「学校に行けない」「家から出られない」など、一人一人の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成29年3月には文部科学省より「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が示された。これらの理念や現在の児童生徒の状況を踏まえ、不登校児童生徒支援については、登校という結果のみを目標とするのではなく、一人一人の状況に応じて好ましい変化につなげ、児童生徒の社会的自立に向けた支援とすることが必要である。

こうしたことから、魅力ある学校づくりなど、不登校未然防止につながる新たな方策、不登校及び不登校傾向の児童生徒の自立につながる新たな方策、さらには、不登校児童生徒の現状に悩む保護者を支援する方策等について、改めて整備する必要がある。

そこで、令和2年12月、名古屋市教育委員会により当会議が設置され、不登校未然防止及び不登校児童生徒への効果的な支援の方策について検討する役割が与えられた。

Ⅱ 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援における基本的な考え方の整理

会議の冒頭、不登校未然防止及び不登校児童生徒支援における基本的な考え方を次のように整理した。

要因・背景

不登校の要因は、「無気力、不安」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。続いて、「学業の不振」「親子の関わり方」「教職員との関係をめぐる問題」が多い。

その背景は、不登校経験者の声やＳＣの意見等によると、例えば以下のように多岐に渡り、複数の要因が重なっている場合も多くある。

- 学校・教職員
 - ・ 学校及び教職員の不寛容さ
 - ・ 児童生徒が理不尽と感じる指導
 - ・ 学校生活における同調圧力
- 学業・授業
 - ・ 勉強が分からない、周りの子と同じように学習を進められない
 - ・ 意欲の低下や不安
- 本人の特性
 - ・ コミュニケーションが苦手、発達障害等
 - ・ 本人・保護者の、本人の特性に対する理解の不十分さ
 - ・ 周りの人(友人、教職員)の特性への理解と特性に合った対応の不十分さ
- 本人の心
 - ・ 自己肯定感の不足、コンプレックス
 - ・ 精神疾患等
- 本人の生活
 - ・ 朝、起きられない
 - ・ 生活のリズムの乱れ
- 家庭環境・家庭の課題・親子関係
 - ・ 家庭内の不和
 - ・ 貧困や虐待
 - ・ 保護者の過干渉、保護者の精神疾患
- その他
 - ・ 学校へ行く意味が分からない
 - ・ 理由は分からない

児童生徒の状況

上記のような要因・背景により、不登校及び不登校傾向の児童生徒は次のような状況にあると考えられる。

- 集団で活動する教室（学校）に行けない
- 特定の友人もしくは教員のいる教室（学校）に行けない
- 学校という場所に行けない
- 家庭から出られない（出たくない）
- どうしていいかわからないけれども動けない
- 学校には行かないと決めた

目指す姿

上記のような不登校及び不登校傾向の児童生徒の状況が、一人一人の状況に応じて次のように変容することを目指し、「不登校児童生徒数を減少させること」「すべての児童生徒が卒業時に進路を確定し、将来のあるべき姿を目指して動けること」を目指す。

- 学校が楽しい、学校へ行きたい
- 教室へは行けない（行かない）が、学校へは行ける
- 学校へは行けない（行かない）が、別の場所には行ける
- 外には出られない（学校や施設等へは行けない）が、自宅で学習できる

改善

要因・背景、児童生徒の状況、目指す姿を鑑み、次のように改善が必要であると考えられる。

- 多様性を認め合い、互いの特性を理解し認め合い、互いを認め合える学校風土、学級風土の構築
- いじめを許さない指導の充実と学校風土の構築
- 画一的な一斉授業からの転換や同調圧力の低減
- 一人一人の学習状況にあった主体的な学習目標と学習進捗の設定
- 一人一人の心の状況、主体性、学習状況にあった学習環境、学校生活環境、居場所の確保
- 一人一人の特性を理解した生徒指導・学習指導の充実
- 登校できない児童生徒への学習支援の充実
- 一人一人の状況に応じた医療機関を含む専門機関へのつなぎ
- 保護者の困り感の受容と共感、福祉的支援を含む適切な支援

改善のための方策

改善のために次のような方策が考えられる。

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- 早期のアセスメント
- アセスメントに基づいたサポートと情報共有、ケース会議による共通理解と役割分担
- 一人一人の指導・対応の記録と引き継ぎ、関係機関との共有
- 教職員の理解、意識変革、力量向上
- 威圧的にならない、一人一人の特性を踏まえ、児童生徒一人一人に寄り添った生徒指導
- 校内の教室以外の居場所提供
- 学校以外の居場所提供（情報提供）、適応指導・相談
- 学校以外の場所での学習機会の確保
- 本人及び保護者の希望に添った訪問支援
- 家庭のアセスメント及び福祉的支援
- 児童生徒・保護者への情報提供

当会議での検討内容

以上の点を踏まえ、当会議においては、特に次の内容について検討することとした。

- 子ども適応相談センターの充実
 - ・ 第3サテライトの必要性
 - ・ 学習支援の充実
- 子ども応援委員会の充実と子ども応援委員会をコーディネーターとした学校・関係専門機関の連携による児童生徒支援・保護者支援
 - ・ 子ども応援委員会SC・SSWの増員
 - ・ SC、SSWによる早期のアセスメント
 - ・ 「児童生徒理解・教育支援シート」の活用による記録と情報共有
 - ・ 子ども応援委員会と学校、その他関係機関によるケース会議
 - ・ 子ども応援委員会による、子ども青少年局各種事業、児童相談所、区役所（民生子ども課）、医療機関等とのつなぎ
- 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援の充実
 - ・ ハートフレンドなごや訪問相談の充実
 - ・ 自宅においてICT等を活用した学習活動を行う場合の対面指導
 - ・ 子ども青少年局訪問支援事業等へのつなぎ
 - ・ フリースクール等の情報提供

- 校内の教室以外の居場所確保
 - ・ 不登校対応支援講師の配置による居場所での専任教員の確保
 - ・ インターンシップ、臨床心理実習生、学生ボランティアの居場所での活用
 - ・ 居場所にする部屋（空き教室等）の確保
- 民間団体（施設）との連携
 - ・ 「名古屋市における不登校児童生徒が通う民間教育施設についてのガイドライン」作成
 - ・ 名古屋市教育委員会と連携する民間教育施設の募集・評価
 - ・ 「名古屋市教育委員会が連携する民間教育施設一覧」作成・公表
- ICTを活用した学習支援の導入
 - ・ 民間のオンライン学習プログラムの活用
 - ・ 1人1台学習用タブレット端末にインストールされている学習ソフト等の活用
- NSI（ナゴヤ・スクール・イノベーション）
 - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - ・ ICT環境整備
- 一人ひとりの人生の基盤としての理念
 - ・ あなたもわたしも「いま、ここにいたい」と思える場をつくる
 - ① 「権利ある主体」である一人ひとりの人間
 - ② 「いる」ことができるコミュニティ
 - ③ 一人ひとりがいられる居場所づくり
- その他有効な不登校児童生徒支援（これまでも実施してきた内容等）
 - ・ 教職員研修
 - ・ 児童生徒一人一人に寄り添った生徒指導
 - ・ 望ましい学校風土、学級風土を構築する特別活動
 - ・ 不登校児童生徒支援サイトの運営
 - ・ その他
- 教職員・児童生徒・保護者・市民への広報の在り方

Ⅲ 当会議における検討のまとめ

次の観点に留意して、具体的な方策について検討することとした。

- ・ 不登校未然防止
- ・ 欠席や遅刻が多いなど、登校できるが不登校もしくは不登校傾向のある児童生徒への支援
- ・ ほとんどの授業日を欠席したり引きこもり傾向にあったりするなどの登校できない（登校しない）不登校児童生徒への支援
- ・ 保護者への支援

また、その方策については、学校復帰率を高めることを目標とするのではなく、全ての児童生徒が自分の将来に夢をもち自立して生活できるようにすることを目指すべきであると考えた。

こうした考えを基に、当会議は、「毎年度の不登校児童生徒数が減少すること」と、「不登校児童生徒が自らの進路を選択し、卒業後の未来を開くことができること」を目指し、具体的な方策を検討することとした。

1 魅力ある学校づくり

- | |
|---------------------------------|
| ◇ あなたもわたしも「いま、ここにいたい」と思える場をつくる |
| ◇ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を進める |

(1) 「一人ひとりの人生の基盤としての理念」を踏まえた教育活動を推進することについて

- 学校が、『あなたもわたしも「いま、ここにいたい」と思える場』となることで、児童生徒一人一人が安心感をもって自分の力を発揮することができる。

(2) ナゴヤ・スクール・イノベーション事業について

- 児童生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を全校でより一層進める。「個別最適な学び」により、児童生徒一人一人が主体的に学びに向かい、充実した学校生活を送ることができる。「協働的な学び」により、友人同士がつながり、仲間や教職員から大切にされていると感ずることができる。これらのことは不登校未然防止につながる。

- こうした学びを進める取組は、全ての児童生徒が、友人と会いたい、友人と楽しく学びたいと思える、安心・安全な居場所となる学校づくりに向けた息の長い取組となるであろうと考えられる。不登校未然防止のみを目的としているわけではないが少しずつ効果が出る意義のある取組である。

2 子ども応援委員会の充実、専門機関等との連携

- ◇ SC等専門職の増員をはじめとする体制の充実を図る
- ◇ 専門職による早期のアセスメントを行う
- ◇ 専門職のアセスメントを基にした支援計画を学校と協働して作成する
- ◇ ワンストップ窓口となり、専門機関等へつなぐコーディネーターとなる

(1) 子ども応援委員会の充実について

- 登校渋りや遅刻、教室にいられないなどの不安定な様子が見られる児童生徒やその家庭について、できる限り早い段階で、子ども応援委員会SC等専門職によるアセスメントを行うことで、より早い段階での適切な支援につなげることができる。
- そのために、SC等専門職の増員をはじめ、なごや子ども応援委員会の充実が必要である。
- 学校は、登校渋りが見られたら、できる限り早い段階でSC等専門職にアセスメントを依頼し、SC等専門職と教員で対応を協議するなど、子ども応援委員会と早期に協働して対応することが重要である。
- 「児童生徒理解・教育支援シート（参考様式）」を参考にするなど記録様式を作成・活用して、学校と子ども応援委員会との情報共有を強化するとよい。また、アセスメントの結果や支援の経緯を専門機関等との連携や進学先・転学先への引継ぎにも活用する仕組みをつくることで切れ目のない支援につなげていくとよい。

(2) 子ども応援委員会をコーディネーターとした学校・関係専門機関の連携による児童生徒支援・保護者支援について

- 学校と子ども応援委員会との協働の取組を強化し、子ども応援委員会が、コーディネーターとして児童生徒一人一人の状況に応じた専門の関係機関に適切につなぐことができる連携の在り方を構築するとよい。
- 子ども応援委員会は、名古屋市における支援の必要な児童生徒及びその保護者の相談を受けるワンストップ窓口としての機能を強化する。児童相談所、区役所（民生委員・主任児童委員）、医療機関、子ども・若者総合相談センター等の専門機関や子ども青少年局による事業等に適切につなぐことができるようにコーディネーターとしての役割を果たすことで、児童生徒一人一人の状況や保護者の状況に応じた適切な支援が可能になる。
- 子ども適応相談センター、ハートフレンドなごやにも常勤の心理士を置くことで、子ども応援委員会の常勤専門職との情報共有や連携がさらにスムーズになり、より適切な支援に結び付く。

3 居場所づくり

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◇ 校内に教室以外の居場所をつくる◇ 居場所には専任教員を配置する |
|--|

- 登校はできるが学級の教室へは入れない児童生徒や一時的に教室から離れて過ごしたい児童生徒が安心して学習指導・適応指導を受けることができる居場所が学校の中に必要である。
- 空き教室等を利用し、専任の教員が常駐して児童生徒一人一人の状況に応じた適切な学習指導・適応指導を行うことができる方策を進めることは、不登校未然防止に効果的に働くとともに、不登校及び不登校傾向の児童生徒が安心して学校生活を送り、個別最適な学びを進める上で効果がある。
- 居場所の運営にはガイドライン等を作成し、専任教員が何をしたらよいか分かるようにすることが大切である。居場所の役割や活動内容等を校内で教職員が共通理解することが大切である。

- 基準をつくって教員を加配するなど、学校の負担増とならない形で専任教員を配置する工夫が必要である。
- 教室に居づらいときに一時避難として利用したり、子ども適応相談センター等専門機関の通所開始までの時期を過ごしたり、専門機関等と両方に通ったりすることができるなど、アセスメントを基に一人一人の状況に応じて多様な使い方ができる居場所であるとよい。
- モデル校で実施し、実際の効果や課題を確かめた上で広げていけるとよい。

4 子ども適応相談センターの拡充

◇ 第3サテライトを追加整備する

- 申込をしたにもかかわらず、通所までに2か月も待たざるを得ない児童生徒や保護者の気持ちはつらいものと想像できる。子ども適応相談センターを早急に拡充することは、狭あい化を解消するとともに、増加し続けている入所希望者の通所開始までに要する期間の短縮や、通所者一人一人への寄り添いの充実を図ることができる。
- 専用の施設を新設することが望ましい。しかし、早急な拡充のためには、今ある施設の一部や跡地を利用して第3サテライトをつくることも考えられる。その際には、例えば各サテライトの特徴を明確にして、アクセスのよい場所に複数の施設をつくるなどの工夫をして、できる限り短い期間で整備できるように検討することが必要である。
- 第3サテライトができるまでの期間についても、例えば小集団での適応指導のみを行う小部屋を借りるなどして入所を望む児童生徒ができる限り早期に通所できるように整えるとよい。
- 通所を希望してから実際に通所できるようになるまでの期間を児童生徒が待てるような仕組みとして、その間、例えばハートフレンドなごやの訪問相談に繋げたり、学校内の学級教室以外の居場所で過ごすことができるようにしたりするなどの適切な支援があるとよい。

- ハートフレンドなごや、子ども応援委員会、子ども適応相談センターの連携の在り方を検討することも大切である。
- 現在実施されている学習支援についても通所者の増加に対応できるように拡充することや、学校から自宅に持ち帰ったタブレットを活用した学習を導入することなど、より充実を図ることは、登校できない児童生徒の学習支援に効果的に働く。

5 民間団体（施設）との連携

◇ 民間団体（施設）と連携する

- 「名古屋市教育委員会及び名古屋市立学校が連携する民間団体（施設）についてのガイドライン」を策定した上で、ガイドラインの内容に沿った民間団体（施設）と名古屋市教育委員会及び学校が連携を進めることは、連携する民間団体（施設）が児童生徒の学習状況等を学校へ通知することや、学校が民間団体（施設）に児童生徒の状況を確認することなどが活性化すると考えられる。連携の活性化は、登校できない児童生徒の自立に向けた効果的な支援につながるものである。
- ガイドラインに沿った民間団体（施設）であることを調査票の提出を求めるなどして把握することや、教育委員会と民間団体（施設）による情報交換会等を実施することも連携を進める上で必要になると考えられる。
- 連携の具体的内容については次のようなことが考えられる。
 - ・ 不登校児童生徒の通所の実績、学習履歴、支援の状況等に関して、文書等により定期的な情報共有を行う。
 - ・ 民間団体（施設）職員等が、教育委員会や学校へ来訪して情報共有を行う。
 - ・ 教育委員会や学校の教職員等が、民間団体（施設）を訪問して情報共有を行う。
 - ・ 学校における指導要録上出席扱いや定期券の学割の適用について学校・保護者へ周知する。
 - ・ 民間団体（施設）の依頼により、民間施設に通う児童生徒の内科検診、歯科検診の受診を保護者へ案内する。
 - ・ 民間団体（施設）の依頼により、子ども応援委員会等が不登校児童生徒に対する相談機関を保護者へ紹介する。

- ・ 教育委員会等が主催する不登校児童生徒支援推進のための会議等に、民間団体（施設）職員等の参加を依頼する。
 - ・ 教育委員会や学校が主催する不登校児童生徒支援のための研修や講演会等の事業に、民間団体（施設）職員の参加を依頼する。
 - ・ 教育委員会が発行する不登校児童生徒支援のための資料、広報等に、民間団体（施設）施設の情報に掲載する。
 - ・ 民間団体（施設）の依頼により、民間団体（施設）が主催する保護者相談会等の案内を学校を通して広報する。
 - ・ 民間団体（施設）の依頼により、民間団体（施設）が主催する保護者相談会等を教育委員会が後援する。
- 学校と民間団体（施設）との情報共有においては、どのような内容の情報を共有できるのかについてあらかじめ具体例を示しておくとうい。
- 連携を進める上では、保護者との連携も重要であり、児童生徒や保護者の意向を尊重する必要がある。また、児童生徒の情報共有においては保護者の同意が前提となることは言うまでもない。
- 指導要録上の出席扱いとした実績のある民間団体（施設）を、学校へ情報提供することは、校長が指導要録上の出席扱いを判断する上で参考になる。しかし、指導要録上の出席扱いについては、保護者と学校の十分な連携のもと、要件を満たすことを確認した上で校長が適切に判断すべきである。
- 連携する民間団体（施設）を一律に情報公開することについては慎重になるべきだと考える。必要とする児童生徒、保護者へは、名古屋市の児童生徒が相談・指導を受けた実績がある民間団体（施設）の情報を提供することが、教育機会の確保につながり効果的な支援となると考える。一人一人のアセスメントを基に情報提供をすることが望ましい。
- 不登校児童生徒や保護者、関係者が相談する子ども応援委員会、ハートフレンドなごやをはじめとする相談機関にも、実績のある民間団体（施設）について情報提供するとよい。

6 ICTを活用した学習支援の導入

◇ ICTを活用した学習支援を推進する

- 民間のオンライン学習プログラムや授業のオンライン配信、学習者用タブレット端末に導入されているAIドリルなどを活用した学習支援を進めることは、校内の教室以外の居場所で過ごす児童生徒や、登校日数が少ない児童生徒、自宅から出られない児童生徒の学習支援として効果的である。
- 授業のオンライン配信を望まない不登校児童生徒もいると考えられるので、一人一人の状況や希望に沿った学習支援ができることが望ましい。
- 民間のオンライン学習プログラムを導入する場合も、一人一人の状況や希望に沿って活用できるようにすることが望ましい。学習状況が学校や子ども適応相談センターでも確認できるように設定できるとよい。
- ICTを活用した学習支援は、学校の役割と教育委員会の役割を整理することが必要である。例えば、ICTを活用した学習支援を担当する専門機関をつくるのも一つの方法である。
- ICTを活用した学習支援を進めることで、教職員の業務量が増加することのないようにする必要がある。
- 自宅においてICTを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いに関する情報を、保護者に周知することが必要である。
- 自宅においてICTを活用した学習を行った場合に、校長が指導要録上の出席扱いと学習評価を判断する際の判断基準を検討する必要がある。専門機関をつくり、客観的に判断し、名古屋市全体で統一した判断となるような仕組みをつくるのも一つの方法である。
- 学習支援プログラムを提供するだけでなく、オンラインで大人とつながる、児童生徒同士がつながるなど、学習以外にも人とのつながりがもてるような仕組み、Web上で児童生徒同士が集まり話し合えたり、どこかの場所で会って活動したりすることができるような仕組みができるとよい。例えば「Web子ども適応相談センター」のように専門機関を設けることや、そうした活動をしている民間機関と連携することも一つの方策ではないかと考える。

7 訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援の充実

- ◇ 教員・子ども応援委員会・ハートフレンドなごや訪問相談員による訪問相談、対面指導を充実する
- ◇ 子ども応援委員会がさまざまな機関等が実施するアウトリーチ支援につなぐ

- 自宅から外へ出ることが難しい児童生徒の場合、家庭訪問による支援が重要である。
- 教員による家庭訪問、なごや子ども応援委員会 S C 等専門職による家庭訪問、ハートフレンドなごや訪問相談を継続、充実することは、必要な児童生徒への効果的な支援となる。
- ICT 等による家庭学習に取り組む児童生徒の対面指導において、例えば学校の教員による対面を拒んでいる場合には、ハートフレンドなごやの訪問相談員による対面指導が効果的な支援となる。また、他の機関等や民間団体（施設）による家庭訪問において家庭学習の対面指導を行うなど、教員以外の訪問支援が学習活動への対面指導となる場合もあり、そうした連携を充実させることも対面指導の充実につながり、効果的な学習支援になる。
- 一人一人の状況に応じてより適切な訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援が受けられることがより効果的な支援となる。名古屋市家庭訪問型相談支援事業を利用する児童生徒も増えており、さまざまな機関等が実施する訪問支援事業等に、子ども応援委員会がつなぐことで、より一層の充実を図ることができる。
- 民間団体（施設）の中にはオンライン学習や家庭訪問によるサポートに取り組んでいるところもある。民間団体（施設）との連携を進める中で、そうした情報を保護者へ伝えることも効果的な支援となる。

8 その他

- ◇ これまで実施してきた事業を継続実施もしくは拡充する
- ◇ 教職員研修、生徒指導、特別活動の指導を充実する

- 次の10点については、これまで同様もしくはこれまでより充実を図り、実施するべきである。
 - ① 魅力ある学校づくり
 - ・ 夢と命の絆づくり推進事業の実施
 - ② 学習支援
 - ・ 子どもの未来応援講師の配置
 - ・ 不登校対応支援講師の配置
 - ③ 特別支援教育
 - ・ 発達障害通級指導教室の拡充
 - ・ 発達障害対応支援講師の配置
 - ・ 発達障害対応支援員の配置
 - ・ 特別支援教育のための専門家チーム派遣
 - ・ 教育センター学校コンサルテーションの実施
 - ④ 日本語教育
 - ・ 日本語教育相談センター初期日本語集中教室の運営
 - ・ 日本語通級指導教室の運営
 - ・ 日本語指導講師の配置
 - ・ 母語学習協力員の配置
 - ⑤ 教育相談
 - ・ 学校生活アンケート（hyper-QU）の実施
 - ・ 教育センター学校コンサルテーションの実施
 - ⑥ 生徒指導
 - ・ 児童生徒一人一人に寄り添った生徒指導の充実
 - ※ 児童生徒一人一人の特性や困り感を理解し、専門職や保護者と情報共有し、協力して、個別の教育支援計画や児童生徒理解・支援シート等の記録を活用しながら一人一人にとって適切な支援を促進する。
 - ※ よりよい学校生活を送るために児童生徒が主体的に考える校則や学校のきまりの見直しを促進する。
 - ・ なごやI N Gキャンペーンの実施
 - ・ インターネット上におけるいじめ等防止対策の実施
 - ・ 自殺予防教育（こころのパンフレット）の実施
 - ・ なごや子ども応援委員会との連携
 - ・ S C等による全員面談（小学4年生、中学1年生）の実施

⑦ 特別活動

- ・ 望ましい学校風土・学級風土を構築する特別活動における指導の充実
- ※ 児童生徒が主体となった自己有用感や社会性を高める活動を促進する。

⑧ 訪問相談・訪問指導

- ・ ハートフレンドなごや訪問相談・対面指導の充実

⑨ 保護者支援

- ・ 不登校児童生徒支援サイトの充実
- ※ 新たな不登校児童生徒支援の取組をはじめ、不登校児童生徒とその保護者や支援者が必要とする情報をきめ細かく発信する。
- ・ 子ども・若者総合相談センターの紹介

⑩ 教職員研修

- ・ 教職員の意識改革、力量向上、不登校児童生徒支援に関する理解
- ・ 「生徒指導の手引き」「学校における不登校児童生徒支援マニュアル」「なごや子ども応援委員会活用の手引き」の改訂
- ・ 教育センターによる研修、校内研修の充実
- ※ 改訂したマニュアル・手引きの新たな内容を踏まえた「教育センターにおける研修」「各学校における現職教育（校内研修）」を実施する。

IV おわりに

以上のように、不登校未然防止及び不登校児童生徒支援において効果的に働くと考えられる方策について検討した。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実をはじめとする魅力ある学校づくりや居場所づくりなど、不登校未然防止につながる取組を進めることは重要なことである。また、大切にしたいのは、不登校及び不登校傾向の児童生徒一人一人のアセスメントを基にした、一人一人にとって適切な支援を、児童生徒や保護者の思いを受け止めながら、学校と子ども応援委員会が協働し、また、専門機関等とも連携して切れ目なく進めていくことである。

名古屋市教育委員会におかれては、新たな施策等を充実させ、児童生徒一人一人が自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるように努力されることを切に願う。

◇ 委員

氏 名	所 属 等
坪井 裕子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授 博士（心理学） 臨床心理士 公認心理師
茨木 泰丈	公益財団法人こども教育支援財団 東京大志学園 名古屋校 教室主任
鬼頭 恵助	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 会長
森 敬之	名古屋市立丸の内中学校 校長
清水 太郎	名古屋市立明正小学校 教諭
安藤 稔	名古屋市教育委員会事務局指導部 指導部長 (令和2年12月～令和3年3月)
大川 栄治	名古屋市教育委員会事務局指導部 指導部長 (令和3年4月～9月)

◇ 会議実績

回	年度	月	日	○検討内容
1	R2	12	21	○名古屋市における不登校児童生徒の現状 ○これまでの不登校児童生徒支援の成果と課題 ○有識者等会議の目的、検討内容、会議の進め方等の共有
2		2	22	○子ども適応相談センターの充実について ○校内の教室以外の居場所確保について
3		3	23	○子ども応援委員会の充実と子ども応援委員会をコーディネーターとした学校・関係専門機関の連携による児童生徒支援・保護者支援について ○訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援の充実について
4	R3	5	7	○民間団体（施設）との連携について
5		6	25	○ICTを活用した学習支援導入について ○NSI（ナゴヤ・スクール・イノベーション）について
6		7	27	○民間団体（施設）との連携の具体的な在り方について ○その他有効な不登校児童生徒支援について ○教職員・市民への広報の在り方について
7		9	17	○一人ひとりの人生の基盤としての理念について ○検討のまとめについて